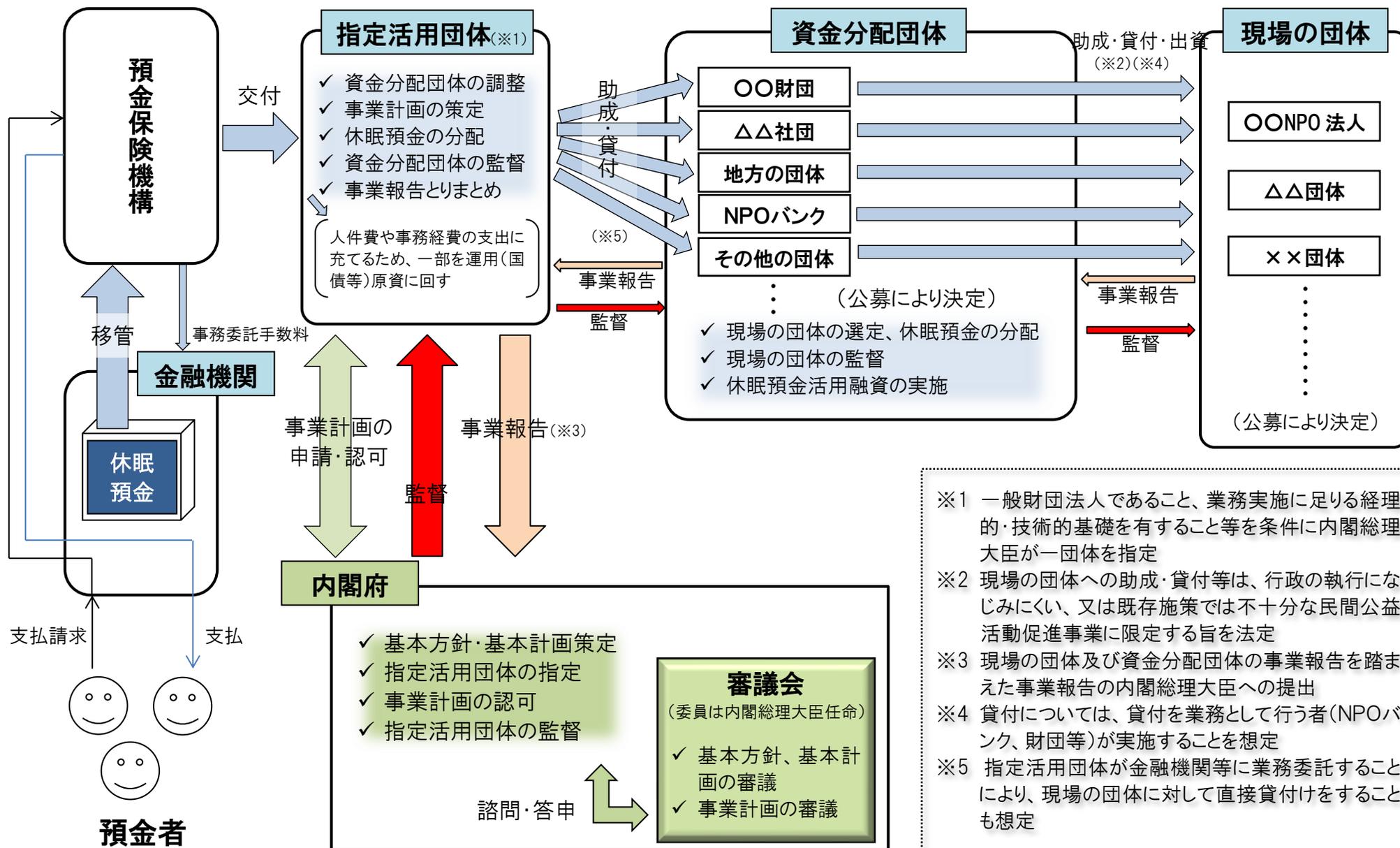


休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージ



- ※1 一般財団法人であること、業務実施に足りる経理的・技術的基礎を有すること等を条件に内閣総理大臣が一団体を指定
- ※2 現場の団体への助成・貸付等は、行政の執行になじみにくい、又は既存施策では不十分な民間公益活動促進事業に限定する旨を法定
- ※3 現場の団体及び資金分配団体の事業報告を踏まえた事業報告の内閣総理大臣への提出
- ※4 貸付については、貸付を業務として行う者（NPOバンク、財団等）が実施することを想定
- ※5 指定活用団体が金融機関等に業務委託することにより、現場の団体に対して直接貸付けをすることも想定